

開 示 決 定 に 係 る 通 知 書

様

地方独立行政法人

東京都立産業技術研究センター理事長



年 月 日付けの_____に関する情報が含まれた保有個人情報の開示請求について、東京都個人情報の保護に関する条例第14条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報を開示することを決定したので通知します。

1 開示請求に係る保有 個人情報が記録された 公文書の件名	
2 開示決定をした理由	
3 開示する日	年 月 日
4 担当課	電話番号
5 備考	

- 注1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。